



八防第 7 7 7 号  
令和 8 年 9 月 1 1 日

愛媛県知事 中村 時広 様

八幡浜市長 大城 一郎

伊方発電所 1 号機廃止措置の第 2 段階への移行に関する  
事前協議について（回答）

四国電力株式会社から、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第 9 条に基づき、愛媛県に標記事前協議が提出され、伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 1 1 月 2 0 日付け 7 原第 3 4 7 - 1 号（令和 8 年 4 月 2 4 日付け、6 月 1 9 日付けで補正）により愛媛県から意見照会のあった件について、下記の通り回答します。

記

伊方発電所 1 号機廃止措置の第 2 段階への移行については、原子力規制委員会及び愛媛県伊方原子力発電所環境安全管理委員会の審査結果、並びに市民代表者・市議会議員からのアンケート結果等を踏まえ、次の事項に配慮いただくことを前提として、これを了承します。

要請事項

- ① 四国電力に対して、強く要請していただきたいこと
  - (1) 伊方発電所 1 号機の廃止措置の第 2 段階においては、管理区域内設備の解体撤去作業等を実施するうえで、汚染を拡大させないように、安全管理に万全を期すること。
  - (2) 作業が長期間にわたることから、作業員の被ばく低減対策を確実にを行い、解体時の粉じん発生を低減させるなど、放射性物質の飛散防止対策を確実に実施し、作業員の被ばく管理と環境の保全を優先すること。
  - (3) 管理区域内設備の解体撤去物は、確実に保管管理し、計画的かつ適切に処分すること。
  - (4) 地域貢献の観点から、解体撤去作業にあたっては、第 2 段階への移行後も地元企業に経済効果が及ぶよう配慮すること。

② 愛媛県に引き続きご配慮いただきたいこと

- (1) えひめ方式の通報連絡・公表体制は、原子力発電に対する信頼を確保するうえで極めて重要であるため、今後も徹底すること。
- (2) 最も重要な避難路である「高規格道路 一般国道１９７号 大洲・八幡浜自動車道」を早期に完成すること。
- (3) 核燃料サイクルが早期かつ適切に実施されるよう、国に働きかけること。
- (4) 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に関しては、文献調査等が行われているが、国の責任において着実に進めるよう働きかけること。